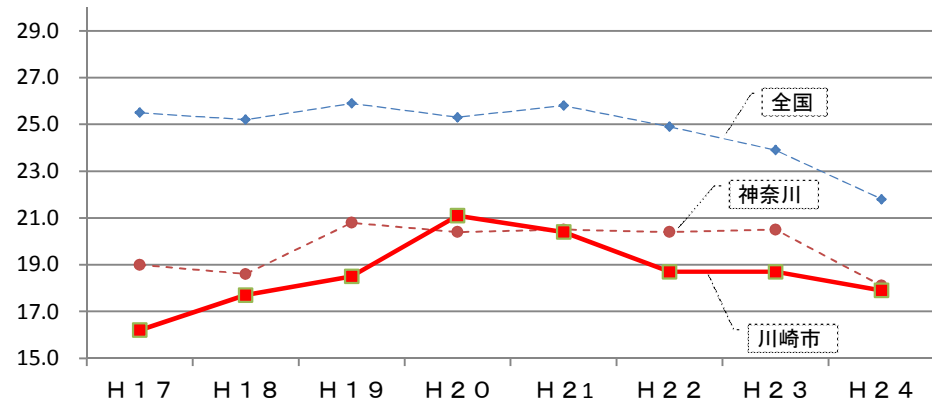


川崎市における自殺の現状

【出典 内閣府統計資料より 発見地・発見日ベース】

資料 1

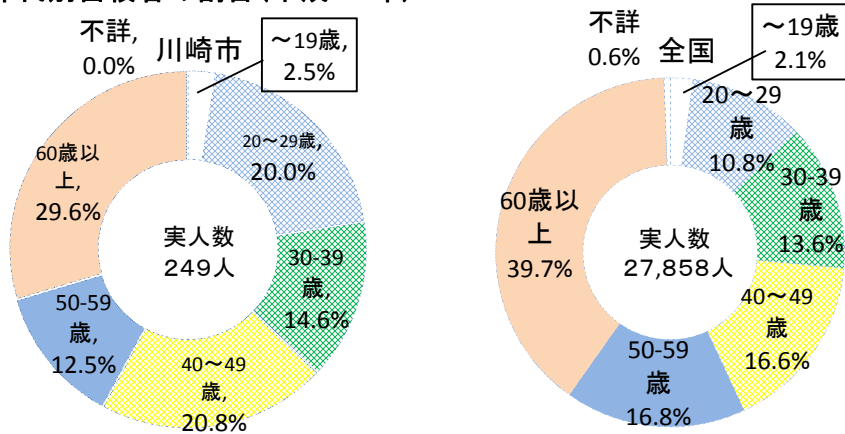
1. 自殺率(人口10万人あたりの自殺者数)の推移



区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
自殺率								
全国	25.5	25.2	25.9	25.3	25.8	24.9	23.9	21.8
神奈川県	19.0	18.6	20.8	20.4	20.5	20.4	20.5	18.1
川崎市	16.2	17.7	18.5	21.1	20.4	18.7	18.7	17.9
自殺者数								
全国	32,552	32,155	33,093	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858
神奈川県	1,669	1,639	1,845	1,818	1,835	1,849	1,852	1,644
川崎市	215	237	254	285	288	267	268	249

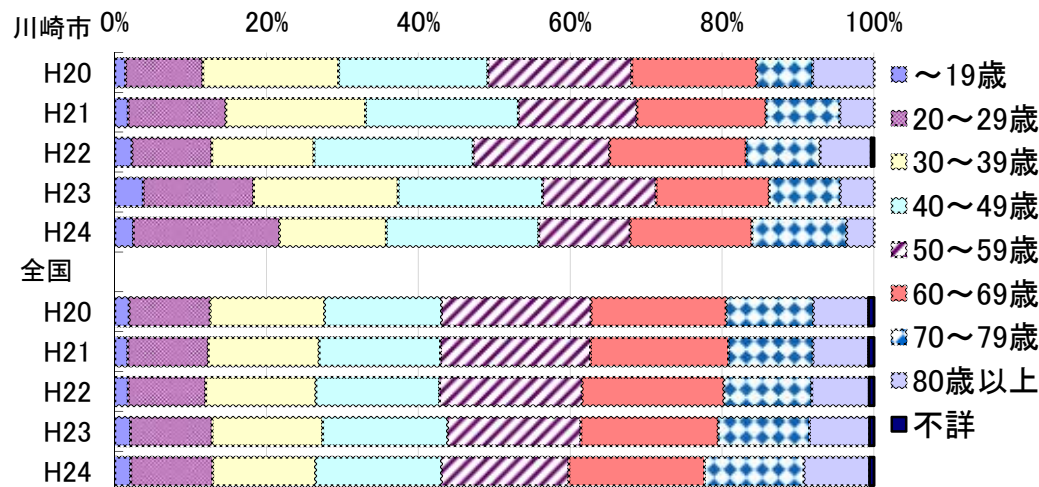
※1 川崎市の自殺率は平成20年までは増加傾向であったが、その後、減少する傾向を示している。

2. 年代別自殺者の割合(平成24年)



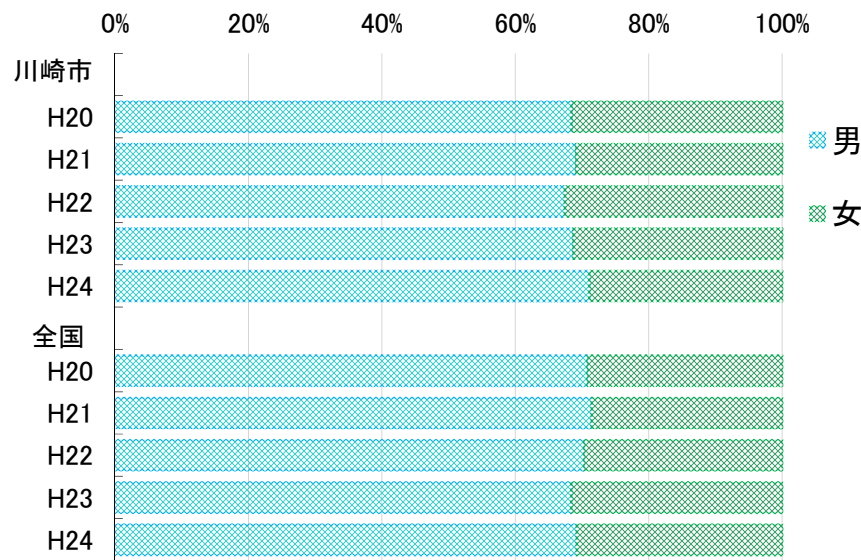
※2 全国に比して、20歳台の年代層の割合が高くなっている。

3. 年代別自殺者割合の推移(川崎市/全国)



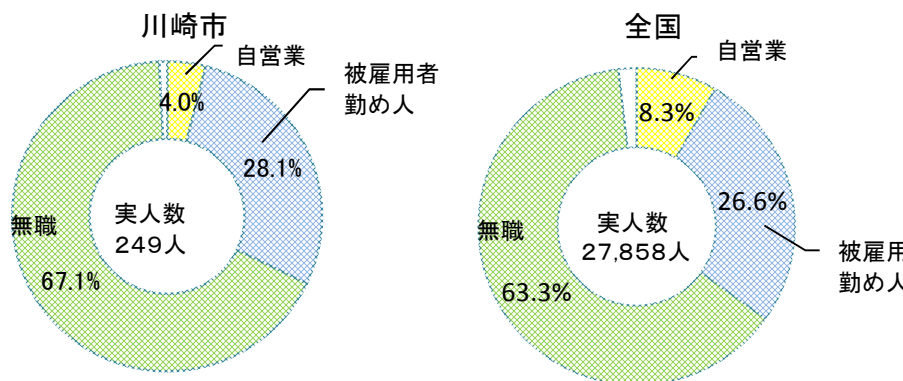
※3 全国との比較では、20歳以上の各年代層で大きな差は認められないが、川崎市統計の20~29歳群の割合が過去3年間で増加する傾向がうかがえる。

4. 男女別割合の推移(川崎市/全国)



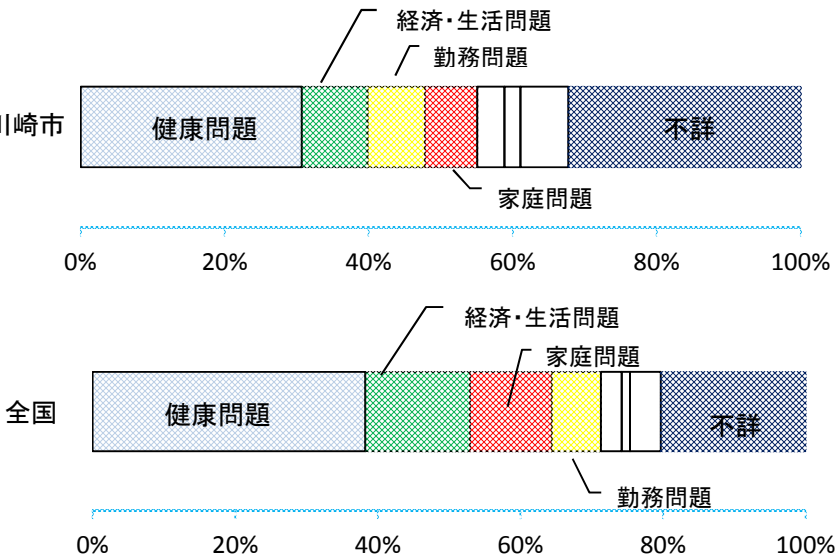
※4 全国、川崎市とも「男性」の割合が6割をこえている。

5. 職業別自殺者の割合(平成24年)



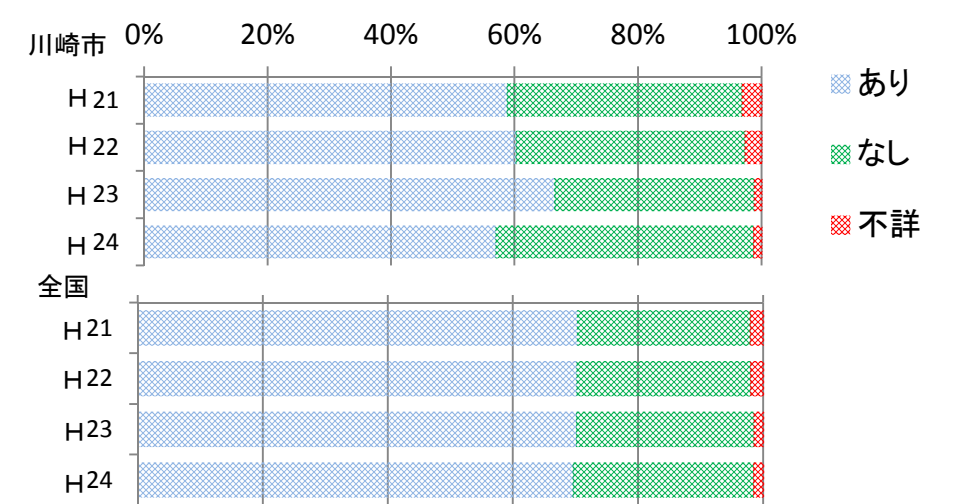
※5 全国、川崎市とも「無職」の割合が半数をこえている。

6. 原因・動機別自殺者の割合(平成24年、複数カウント有)



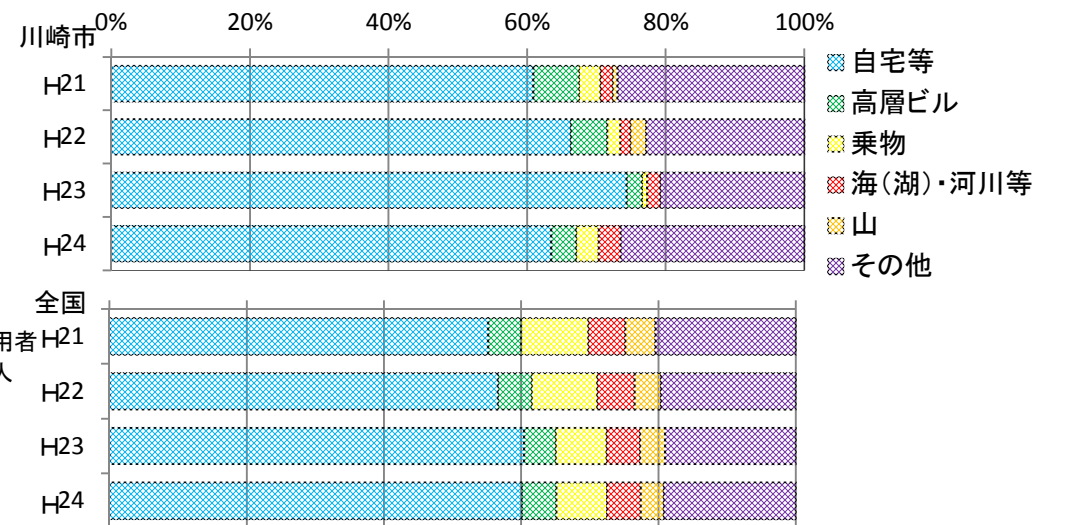
※6 全国では「家庭問題」が3位だが、川崎市は「勤務問題」が3位となっている。

7. 同居人の有無の推移(川崎市/全国)



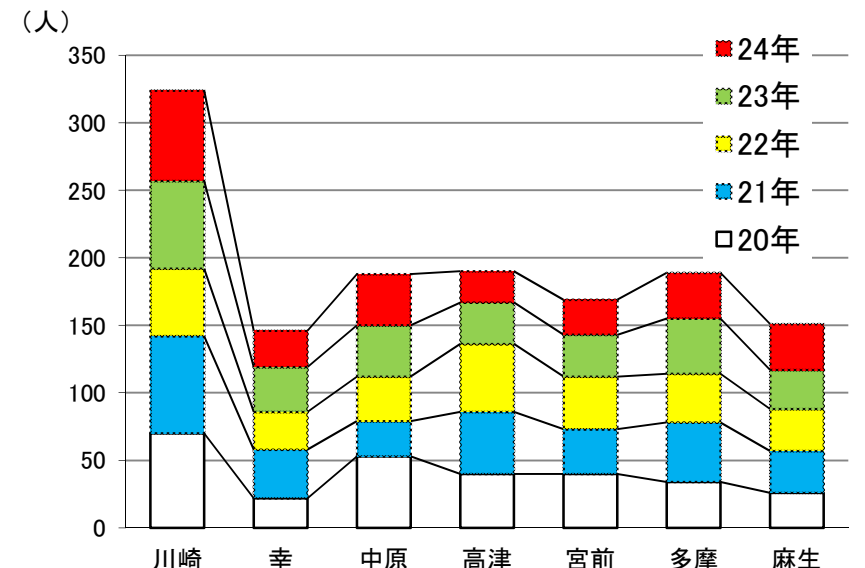
※7 全国、川崎市とも「同居人なし」に比して「同居人ありの割合が高い」。

8. 自殺の場所の推移(川崎市/全国)



※8 全国、川崎市とも「自宅等」で自殺に至る割合が高い。

9. 区別自殺者数の推移



※9 川崎区の自殺者数が高い傾向で推移している。

自殺対策基本法（平成18年10月28日施行）

年間3万人を超える方が自殺で亡くなっていることは、誠に痛ましい事態であり、深刻に受け止める必要がある。自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を確立すべきである。政府において、自殺の防止及び自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど、自殺対策の総合的な推進を図る。

- ・基本理念
- ・国、地方公共団体、事業主、国民の責務
- ・基本的施策
- 等

《内閣府所管》

自殺総合対策大綱（平成19年6月閣議決定 平成24年8月28日閣議により改定）
～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

○自殺総合対策における基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- ・自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題
- ・自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

○自殺総合対策の基本的考え方

- 1 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
- 2 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- 3 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
- 4 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
- 5 自殺の実態に即した施策を推進する
- 6 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
- 7 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
- 8 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

○当面の重点施策

- 1 自殺の実態を明らかにする
- 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 4 心の健康づくりを進める
- 5 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 6 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 民間団体との連携を強化する

○自殺対策の数値目標

平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目標とする。

かながわ自殺総合対策指針（平成23年3月策定）

○自殺対策の基本的な考え方

- ・社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
- ・県民が主体となるよう取り組む
- ・事前予防、危機対応、事後対応に取り組む
- ・あらゆる分野の関係者が連携して支える
- ・地域の実態に合わせて取り組む
- ・中長期的視点に立って、継続的に進める

○今後の自殺対策の方向性

- ・数値目標 「かながわ健康プラン21(改訂計画)」(平成20年3月策定)で示された到達目標とする(平成29年度までに平成17年の自殺者数を20%以上減少させる)。
- ・対策の方向性 世代別、動機別

○重点施策

- ・地域の自殺の実態を分析する
- ・自殺対策に関する普及啓発を推進する
- ・早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する
- ・あらゆる場面において、心の健康づくりを進める
- ・うつ病の早期治療につなげるための取組み等うつ病対策を進める
- ・精神疾患等のハイリスク者対策を進める
- ・社会的な取組み、環境整備を進める
- ・自殺未遂者支援を進める
- ・遺された人への支援を進める
- ・様々な分野の関係団体・民間団体との連携を強化する

○推進体制

県内の様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」(平成19年8月に横浜市及び川崎市と共同して設置)により、情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進する。

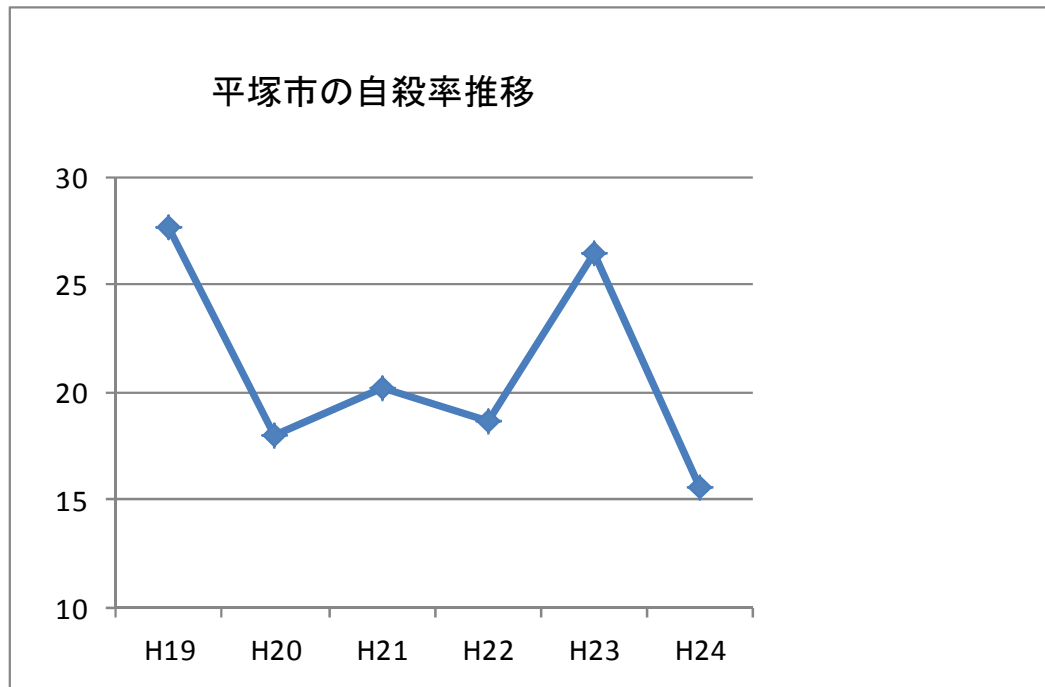
他都市における条例の施行状況

〈県内〉 平塚市 ;平成20年7月施行
相模原市;平成25年4月施行

〈県外〉 東京都日野市 ;平成23年4月施行
新潟県新発田市;平成23年6月施行
愛媛県松山市 ;平成25年4月施行

平塚市の状況の推移について

平塚市の自殺率(内閣府統計資料より 発見地・発見日ベース)

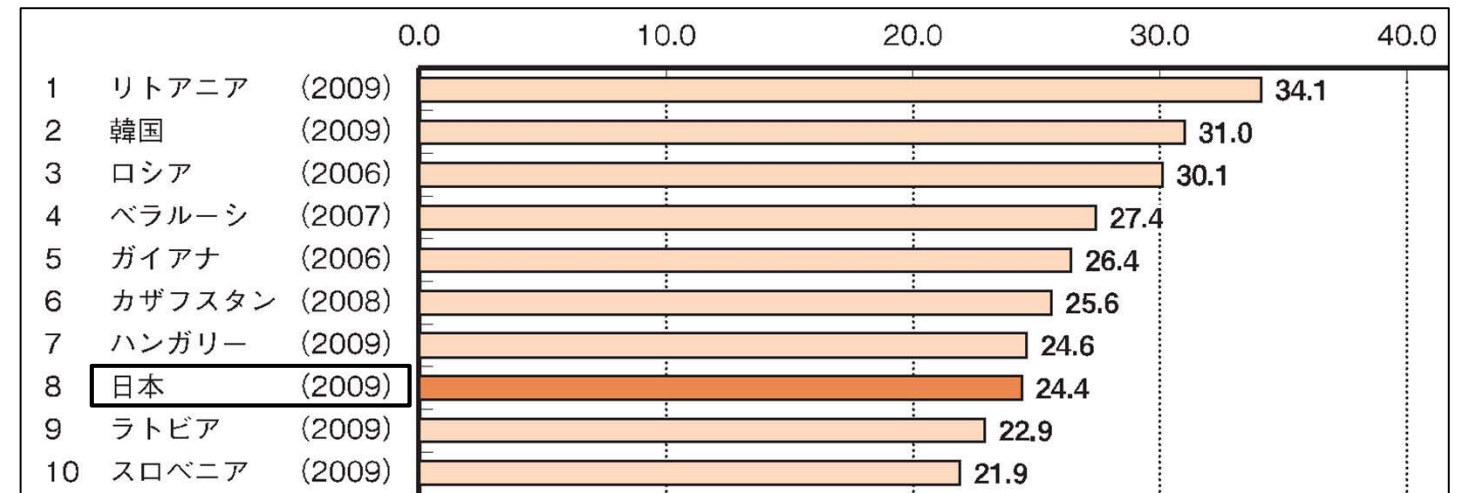


	H19	H20	H21	H22	H23	H24
自殺率	27.7	18	20.2	18.7	26.4	15.6
自殺者数	72	47	52	48	68	40

日本と世界との自殺死亡率の比較について

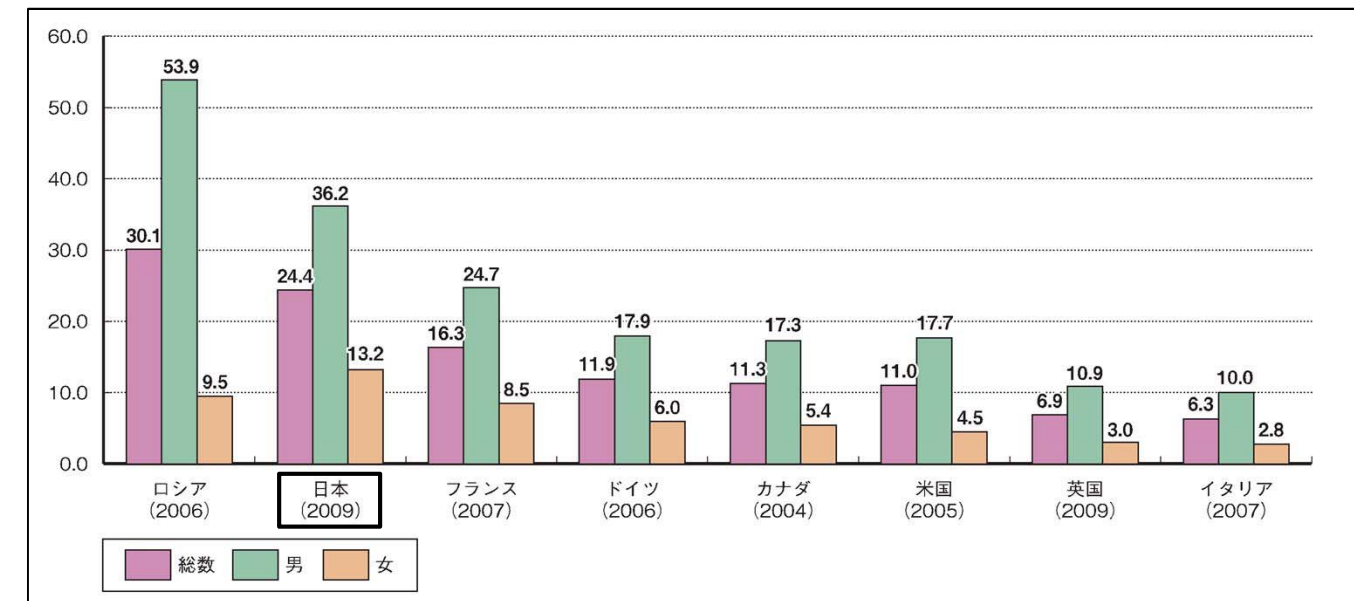
●上位10位(2000年以降データがある国)

資料:世界保健機関資料より内閣府作成



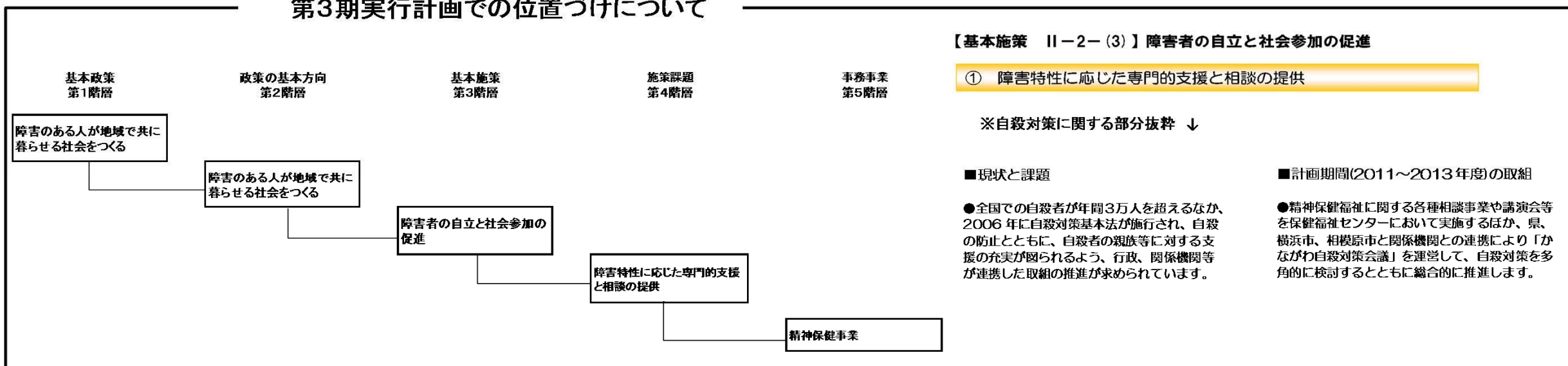
●主要国の自殺死亡率

資料:世界保健機関資料より内閣府作成



川崎市における自殺対策の施策の位置づけについて

第3期実行計画での位置づけについて



1 体制の整備

- かながわ自殺対策会議の開催（4 区市連携）
県内の自殺総合対策の推進を目的に設置した関係機関の会議(年2回)
- 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議の開催
自殺対策に関し庁内関係課等の密接な連携と協力により円滑に推進するために設置(年1回)

2 情報の発信

- 川崎市精神保健福祉センターのホームページ
自殺予防の基礎知識、自殺の統計や自殺対策に関する情報を掲載
- youtubeの活用
オリジナル動画の掲載
- 広報媒体の活用
 - ・市政だよりの掲出(特集記事 3月号)
 - ・市内企業向け広報誌「かわさき労働情報」
 - ・JR南武線車両広告の掲出、
 - ・JR川崎駅構内街頭掲示板
 - ・市政広報番組 loveかわさき(TV K)
 - ・市広報街頭モニター
 - ・アゼリアショーウインドー等
 - ・自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」

3 事前対応

- 自殺関連統計資料から実態の把握
 - ・厚生労働省(人口動態調査)統計資料及び神奈川県警察本部の自殺統計に基づく集計
- 街頭キャンペーンの実施
 - ・9/10自殺予防デーを周知する街頭キャンペーンをJR川崎駅東口にて実施
 - ・「かながわ自殺対策会議」実施事業
- 自殺対策強化月間(3月)の啓発事業
 - ・のぼり旗やマスコット(うさっぴー)などを各区役所等に設置
- こころの健康セミナーの開催(H24年度=1回開催 150名参加)
- こころの健康セミナー産業保健分野の開催
 - ・労務安全衛生協会 川崎北支部産業保健従事者研修会
 - ・川崎市地域・職域連携推進協議会こころの健康セミナー(H24年度=82名参加)
- うつ病家族セミナーの開催(H24年度=1クール5回×2)
- うつ病市民公開セミナーの開催(H24年度=2回開催)
- イベントでの普及啓発活動の実施
 - ・かわさき看護フェスタ
 - ・川崎フロンターレ市制記念試合
 - ・成人の日の集い
 - ・労働安全衛生大会 川崎北・南地区
 - ・川崎市民まつり
 - ・区民まつり
 - ・区健康づくりフェア
 - ・区メンタルヘルス講座
- パネル展示の実施(アゼリア広場、区役所等)
- 他機関開催の研修会等への協力
 - ・川崎市包括支援センター連絡会議
 - ・区包括支援センターサロン
- モデル地区事業の実施「川崎区高齢者うつ病対策」
 - ・地域包括支援センターと連携し講演会
 - ・地域包括支援センターからのメール相談
 - ・ゲートキーパー手帳や紙芝居による勉強会
 - ・リーフレットやパンフレットの配布
- ゲートキーパー研修の実施
 - ・理容組合(H24年度=6回 280名参加)
- こころの電話相談の実施
- 「川崎いのちの電話」への運営補助

4 危機対応

- 精神科救急体制の実施
 - ・自傷の恐れがある場合の警察官からの通報による精神科での措置診察
 - ・精神症状悪化の際に電話により相談を受け、必要に応じて医療機関を紹介
 - ・閉庁日等は、神奈川県、横浜市、相模原市、川崎市による共同運営
- 自殺未遂者等への情報提供
 - ・搬送する救急隊からのリーフレット配布
- かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施(H24年度=1回開催 69名参加)
 - ・開業医等を対象とした「うつ病」についての研修
 - ・川崎市医師会と連携し開催(産業医ポイントの対象研修)
 - ・神奈川県、横浜市、相模原市、川崎市で、共通のカリキュラムやテキストにより実施
- 相談支援従事者研修の実施(H24年度=25名参加)
 - ・教職員及び相談機関職員向け研修
 - ・思春期特定相談事業やかながわ自殺対策会議部会と連携
- 精神保健福祉研修(精神保健福祉基礎研修)の実施(H24年度=2日間開催 延133名参加)
 - ・医療機関従事者や地域包括支援センター職員向け研修
- 自殺対策相談支援技術研修の実施(H24年度=1回開催 12名参加)
 - ・相談支援者向け研修(自殺危機初期介入スキル研究会認定講師)
- 医療機関従事者向け研修(H24年度=3回開催 145名参加)
 - ・市内一般医療機関従事者向けの研修
- 区保健福祉センターによる相談支援
 - ・こころの健康危機にある市民への相談支援

5 事後対応

- 「自死遺族の集い(かわさき こもれびの会)」の開催
 - ・遺族が集まり、悩みや不安について話し合う場=隔月の第1木曜日
 - ・ファシリテーターを「NPO法人全国自死遺族総合支援センター」に依頼
- 「自死遺族ほっとライン」の実施
 - ・自死遺族向けの専用相談電話=毎月の第2,4木曜日 13~16時
 - ・JR南武線車両広告の掲出(遺族からのメッセージ H25.3)
- ほっとライン電話相談員研修の実施(H24年度=4回開催 延150名参加)
 - ・「川崎いのちの電話」と共催で「全国自死遺族総合センター」の協力のもと実施

※ ゲートキーパー…悩んでいる人に気付き、話を聞く人



川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」

平成25年度予算額

予算額	20,483千円
財源内訳	
国庫補助	地域自殺予防情報センター運営事業費(補助率1/2) 4,273千円
	かかりつけ医等こころの健康対応力向上研修事業費(補助率1/2) 543千円
県支出金	地域自殺対策緊急強化交付金 10,032千円
一般財源	5,635千円

(設置目的)

第1条 自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることにかんがみ、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、かながわ自殺対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報の共有に関すること。
- (2) 自殺対策に係る協議及び連携に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策会議は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。ただし、必要があると認めるときは、構成機関等以外の機関又は団体を構成機関等とすることができる。

(委員)

第4条 対策会議の会議（以下「会議」という。）は、各構成機関等において選出した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の人数は、各構成機関等につき1名とする。

(座長等)

第5条 対策会議に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときに、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第7条 対策会議は、必要に応じて、部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に、部会員の互選により、部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部、横浜市健康福祉局障害福祉部、川崎市健康福祉局障害保健福祉部及び相模原市健康福祉局福祉部において連携して処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会議（部会に関する事項にあつては、部会）で定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

別表

	分野	機関・団体名
1	学識・司法・報道関係	横浜市立大学
2		横浜弁護士会
3		神奈川県司法書士会
4		神奈川新聞社
5	医療関係	神奈川県医師会
6		神奈川県精神科病院協会
7		神奈川県精神神経科診療所協会
8	経済・労働関係	神奈川県経営者協会
9		日本労働組合総連合会神奈川県連合会
10		神奈川産業保健推進センター
11	福祉・教育等関係	神奈川県社会福祉協議会
12		神奈川県老人クラブ連合会
13		私立中学・高等学校協会
14		かながわ女性会議
15	民間団体	横浜いのちの電話
16		全国自死遺族総合支援センター
17	行政機関	神奈川労働局
18		神奈川県警察本部
19		神奈川県消防長会
20		神奈川県教育委員会
21		神奈川県市長会
22		神奈川県町村会
23		神奈川県
24		横浜市
25		川崎市
26		相模原市

川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、自殺対策に係る庁内連絡会議（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (2) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (3) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (4) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(構成)

第3条 庁内連絡会の委員は、原則として、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(座長の職務及び代理)

第4条 庁内連絡会に座長を置く。

- 2 座長は、障害保健福祉部精神保健課長をもって充てる。
- 3 座長は、庁内連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内連絡会は、座長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連絡会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	所 属		
	局	部 ・ 室	課
1	総務局	市民情報室	市民の声担当課長
2		人事部	職員厚生課長
3		人材育成センター	健康支援課長
4	市民・子ども局	人権・男女共同参画室	男女平等推進担当課長
5		子ども支援部	子ども家庭課長
6		子育て施策部	青少年育成課長
7		子ども家庭センター	総合支援課長
8	経済労働局	産業政策部	消費者行政センター室長
9		産業振興部	金融課長
10		労働雇用部	雇用担当課長
11	区役所	子ども支援室	地域子ども支援担当課長
12		保健福祉センター	地域保健福祉課長
13		保健福祉センター	保健福祉サービス課長
14		保健福祉センター	高齢者支援課長
15	病院局	経営企画室	経営企画担当課長
16	消防局	警防部	救急課長
17	教育委員会	学校教育部	指導課長
18			健康教育課長
19	健康福祉局	総務部	企画課長
20		長寿社会部	地域ケア推進担当部長
21		保健医療部	健康増進課長
22			地域医療課長
23		地域福祉部	地域福祉課長
24			保険年金課長
25		生活保護・自立支援室	保護指導担当課長
26		障害保健福祉部	精神保健課長
27			精神保健福祉センター所長

自殺対策に関する庁内の取組

平成25年1月

川崎市

川崎市 庁内における自殺対策に関連する取組 一覧

大綱	取組名	担当部署	ページ
1 自殺の実態を明らかにする			
(1)	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	1
(2)	自殺関連情報の提供	健康福祉局精神保健福祉センター	1
(3)	モデル地区における自殺対策	健康福祉局精神保健福祉センター/区役所保健福祉センター	1
2 国民（市民）一人ひとりの気づきと見守りを促す			
(1)	自殺に関する普及啓発事業	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	2
(2)	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会	2
(3)	2次予防事業対象者把握事業	健康福祉局地域ケア推進担当	2
(4)	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進課	2
(5)	モデル地区における自殺対策【再掲】	健康福祉局精神保健福祉センター/区役所保健福祉センター	2
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する			
(1)	人材育成	総務局職員厚生課/健康支援課	3
(2)	学校教育活動支援事業	教育委員会	3
(3)	母子保健事業	市民・こども局こども家庭課	3
(4)	自殺対策相談支援研修	健康福祉局精神保健福祉センター	3
(5)	支援者向け手引きの作成	健康福祉局精神保健福祉センター	3
(6)	児童・思春期事例検討会の開催	健康福祉局精神保健福祉センター	3
(7)	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	3
(8)	モデル地区における自殺対策【再掲】	健康福祉局精神保健福祉センター/区役所保健福祉センター	3
4 こころの健康づくりを進める			
(1)	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務局健康支援課	4
(2)	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部	4
(3)	スクールカウンセラーの配置	教育委員会指導課	4
(4)	スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会指導課	4
(5)	学校こころの緊急支援事業	教育委員会健康教育課/健康福祉局精神保健福祉センター	4
(6)	各区精神保健相談	区役所保健福祉センター	4
(7)	介護予防訪問指導事業	健康福祉局地域ケア推進担当	4
(8)	いこい元気広場事業	健康福祉局地域ケア推進担当	4
(9)	わたしの町のすこやか活動支援事業	健康福祉局地域ケア推進担当	4
(10)	高齢者ふれあい型デイサービス事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課	5
(11)	かわさき健康づくり21関連事業【再掲】	健康福祉局健康増進課	5
(12)	地域・職域連携推進事業	健康福祉局健康増進課	5
(13)	こころの電話相談	健康福祉局精神保健福祉センター	5
(14)	社会的ひきこもり相談	健康福祉局精神保健福祉センター	5
(15)	うつ病家族セミナー	健康福祉局精神保健福祉センター	5
5 適切な精神科医療を受けられるようにする			
(1)	精神科医療体制の整備	健康福祉局精神保健課	6
(2)	自殺未遂者の救急搬送	消防局救急課	6
(3)	母子保健法等による各種健診、相談、訪問事業等	市民・こども局こども家庭課	6
(4)	各区精神保健相談【再掲】	区役所保健福祉センター	6
(5)	かかりつけ医うつ病対応力向上研修【再掲】	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	6

6 社会的な取組で自殺を防ぐ			
(1)	市民相談の実施	総務局市民情報室	7
(2)	女性のための総合相談	市民・子ども局人権・男女共同参画室	7
(3)	児童・青少年電話相談	市民・子ども局中央児童相談所	7
(4)	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター	7
(5)	キャリアサポートかわさき	経済労働局労働雇用部	7
(6)	中小企業の融資相談	経済労働局金融課	7
(7)	こどもの電話相談	教育委員会総合教育センター	7
(8)	子ども・子育て支援	区役所子ども支援室	7
(9)	介護者への支援	区役所保健福祉センター	7
(10)	かわさき若者サポートステーション	経済労働局労働雇用部	7

7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ			
(1)	各区精神保健相談 【再掲】	区役所保健福祉センター	8
(2)	精神科救急医療体制の整備 【再掲】	健康福祉局精神保健課/区役所保健福祉センター障害者支援担当	8
(3)	自殺未遂者に関する調査事業 【再掲】	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	8

8 遺された人の苦痛を和らげる			
(1)	自死遺族支援リーフレット等の配布	総務局健康支援課	9
(2)	母子保健法等による各種健診、相談、訪問事業等	市民・子ども局子ども家庭課	9
(3)	自死遺族の集いの開催	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	9
(4)	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	9
(5)	学校こころの緊急支援事業 【再掲】	教育委員会健康教育課/健康福祉局精神保健福祉センター	9

9 民間団体との連携を強化する			
(1)	川崎いのちの電話運営補助	健康福祉局地域福祉課	10
(2)	かながわ自殺対策会議の設置	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	10
(3)	市民向け講演会の開催 【再掲】	健康福祉局精神保健課/精神保健福祉センター	10

自殺対策の推進に係る他分野との連携			
(1)	スクールソーシャルワーカーの配置 【再掲】	教育委員会指導課	11
(2)	ハロー・ウィメンズ110番 【再掲】	市民・子ども局人権・男女共同参画室	11
(3)	要保護者の把握のための連携等	健康福祉局生活保護・自立支援室	11

【国の取組指針】

1 自殺の実態を明らかにする

実態解明のための調査の実施

情報提供体制の充実

自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

児童生徒の自殺予防についての調査の推進

うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

既存資料の利活用の促進

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	自殺対策に関する調査研究	○川崎市における自殺の現状を把握するため、人口動態統計や警察庁の自殺統計を用いた分析を行う。 ○自殺未遂者の実態把握を行うため、市内医療機関約950箇所に対して、患者情報や医療機関の支援体制状況、従事者の自殺に関する認識等を尋ねる調査を実施する。		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター
(2)	自殺関連情報の提供	○川崎市における自殺の現状や自殺対策の取り組みについて、自殺関連情報をホームページに掲載する。		健康福祉局 精神保健福祉センター
(3)	モデル地区における自殺対策	モデル地区において自殺対策事業を実施し、全市の展開に向けた効果的な方策を検討する。 ○自殺対策講演会の実施 ○モデル地区行政担当者および支援者を対象とした勉強会 ○モデル地区版リーフレットの作成・配布 ○モデル地区版支援者向けパンフレットの作成		健康福祉局 精神保健福祉センター 区役所保健福祉センター

【国の取組指針】

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺予防週間の設定と啓発事業の実施

児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

うつ病についての普及啓発の推進

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	自殺に関する普及啓発事業	<p>○自殺予防週間のPR活動</p> <p>○自殺予防デーに街頭キャンペーンを実施。</p> <p>○自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的として、市民向けの講演会を開催。</p> <p>○命名を市民公募とした自殺対策推進キャラクターを設定。</p> <p>○メンタルヘルス、自殺予防に関するリーフレット、冊子、パネル、カード、チラシ類を作成し、関係機関・団体に広く配布、イベント開催時にも配布。</p> <p>○電車内広告、市内映画館、ホームページ等の広報活動を通じて普及啓発を実施。</p>		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター
(2)	「いのち、こころの教育」の推進	<p>○自分の存在を肯定し、自信をもって生きるとともに他者を尊重する姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開する。</p>		教育委員会
(3)	2次予防事業対象者把握事業	<p>○要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方を対象に、うつ傾向のチェックリストも含む「暮らしの元気度チェック」を送付している。</p>		健康福祉局 地域ケア推進担当
(4)	かわさき健康づくり21関連事業	<p>○9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、ラジオ放送でのこころの健康づくりに関する普及啓発を実施</p> <p>○区役所保健福祉センターにおいて、市民の心身の健康相談への対応や健康教育、こころの健康やうつの予防などに関する講座・講演会、健康まつり等での普及啓発を実施</p>		健康福祉局 健康増進課 区役所保健福祉センター
(5)	モデル地区における自殺対策【再掲】	<p>モデル地区において自殺対策事業を実施し、全市の展開に向けた効果的な方策を検討する。</p> <p>○自殺対策講演会の実施</p> <p>○モデル地区行政担当者および支援者を対象とした勉強会</p> <p>○モデル地区版リーフレットの作成・配布</p> <p>○モデル地区版支援者向けパンフレットの作成</p>		健康福祉局 精神保健福祉センター 区役所保健福祉センター

【国の取組指針】

3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

- かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- 教職員に対する普及啓発等の実施
- 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
- 介護支援専門員等に対する研修の実施
- 民生委員・児童委員等への研修の実施
- 地域でのリーダー養成研修の充実
- 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 研修資材の開発等

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	人材育成	○産業スタッフの資質向上のため、外部研修の利用 ○ケースカンファレンス、学習会の実施、精神科専門医によるスーパーバイズの実施		総務局 健康支援課 職員厚生課
(2)	学校教育活動支援事業	○教職員の資質向上のため、研究活動や研修機会の充実にを図る。		教育委員会
(3)	母子保健事業	○母子保健事業に従事する職員に対し、産後うつやEPDSについての研修を実施し、スキルアップを図る。		市民・こども局 こども家庭課
(4)	自殺対策相談支援研修	○各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術に関する研修を実施。		健康福祉局 精神保健福祉センター
(5)	支援者向け手引きの作成	○自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きを作成し、各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者へ配布。		健康福祉局 精神保健福祉センター
(6)	児童・思春期事例検討会の開催	○中学校の教職員や児童相談機関職員を対象に、児童・思春期のメンタルヘルスに関する事例検討会を定期的で開催。		健康福祉局 精神保健福祉センター
(7)	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	○かかりつけの医師（一般内科医等）に対し、うつ病等に関する研修を実施し、診断・治療技術の向上を図り、早期発見・早期治療ができるようにする。本研修を日本医師会認定産業医制度産業医学研修に位置づけ、産業保健との連携を強化した。		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター
(8)	モデル地区における自殺対策【再掲】	モデル地区において自殺対策事業を実施し、全市の展開に向けた効果的な方策を検討する。 ○自殺対策講演会の実施 ○モデル地区行政担当者および支援者を対象とした勉強会 ○モデル地区版リーフレットの作成・配布 ○モデル地区版支援者向けパンフレットの作成		健康福祉局 精神保健福祉センター 区役所保健福祉センター

【国の取組指針】

4 心の健康づくりを進める

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

地域における心の健康づくり推進体制の整備

学校における心の健康づくり推進体制の整備

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	川崎市職員メンタルヘルス対策	○川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画及び実行計画の策定、計画に基づいたメンタルヘルス対策事業の実施。 ○精神保健相談医、精神保健相談員による職員保健相談を実施し、必要時には専門相談医や産業医による紹介状を発行。 ○セルフケア研修、課長・係長級メンタルヘルス研修の実施 ○予防から再発防止まで、連携した療養支援の実施		総務局 健康支援課
(2)	産業保健分野への普及啓発	○市内企業向け広報誌「かわさき労働情報」にメンタルヘルスに関する記事を精神保健福祉センターと協力して掲載。		経済労働局 労働雇用部
(3)	スクールカウンセラーの配置	○全市立中学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめの問題など学校における相談活動を展開。また、小学校・高等学校を対象に学校巡回カウンセラーが定期訪問、要請訪問し、児童生徒や保護者の相談に応じている。		教育委員会 指導課
(4)	スクールソーシャルワーカーの配置	○虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、学校との間に立って調整や仲介をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するスクールソーシャルワーカーを市内に4名、区役所内に配置。		教育委員会 指導課
(5)	学校こころの緊急支援事業	○川崎市立学校で起きた重大な事件・事故及び災害の発生時に心のケアに関する緊急支援を行うため、緊急チームを派遣し、学校の機能回復の支援に努め、児童生徒の心の応急処置と二次被害の拡大防止を図る。		教育委員会 健康教育課 健康福祉局 精神保健福祉センター
(6)	各区精神保健相談	○各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施。		区役所保健福祉センター
(7)	介護予防訪問指導事業	○介護や支援が必要になる可能性が高い方（＝特定高齢者）と判定された方で、閉じこもり・認知症・うつのおそれがある方を対象に、保健師等がその方の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施。		健康福祉局 地域ケア推進担当
(8)	いこい元気広場事業	○各老人いこいの家で、毎週1回、転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに関する講話を実施。		健康福祉局 地域ケア推進担当
(9)	わたしの町のすこやか活動支援事業	○小地域において、閉じこもり防止や健康づくり、寝たきり・認知症予防の活動を推進するため、自主活動グループと地域町内会や地区社協等が連携した「わたしの町のすこやか活動推進委員会」に対し、普及啓発や連携のための活動費の一部を補助。		健康福祉局 地域ケア推進担当

(10)	高齢者ふれあい型デイサービス事業	○原則として介護保険制度の対象とならない65歳以上の虚弱な方に、学校施設や老人いこいの家・公衆浴場で、通所による各種サービスを提供し、外出機会の確保と利用者同士の交流を通して介護予防・生きがいつくりに向けた支援を実施。	健康福祉局 高齢者在宅サービス課
(11)	かわさき健康づくり21関連事業 【再掲】	○9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、ラジオ放送でのこころの健康づくりに関する普及啓発を実施 ○区役所保健福祉センターにおいて、市民の心身の健康相談への対応や健康教育、こころの健康やうつ予防などに関する講座・講演会、健康まつり等での普及啓発を実施	健康福祉局 健康増進課 区役所保健福祉センター
(12)	地域・職域連携推進事業	平成19年から地域職域連携推進協議会を開催、働く人の生涯を通じた健康づくりに取り組んでいる。 ○メンタルヘルスに関する啓発物の作成と配布 ○労働関係機関紙等を通じた心身の健康づくりに関する情報発信 ○メンタルヘルス普及啓発に関する講演会の実施	健康福祉局 健康増進課
(13)	こころの電話相談	○市民を対象に、こころの健康や病気に関する電話相談を実施。	健康福祉局 精神保健福祉センター
(14)	社会的ひきこもり相談	○社会的ひきこもりの方やその家族を対象に、電話や面接による相談、訪問を実施。また、本人グループや家族教室を開催。	健康福祉局 精神保健福祉センター
(15)	うつ病家族セミナー	○うつ病患者の家族を対象に、講義や話し合い等を行い、うつの理解や家族の対応などについて学ぶセミナーを定期的に実施。 ○認知療法をテーマとした家族向け講演会を開催。	健康福祉局 精神保健福祉センター

【国の取組指針】

5 適切な精神科医療を受けられるようにする

精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実

うつ病の受診率の向上

かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】

子どもの心の診療体制の整備の推進

うつ病スクリーニングの実施

慢性疾患患者等に対する支援

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	精神科医療体制の整備	<p>○外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施している。</p> <p>○平日昼間は保健福祉センターが窓口となり、相談援助及び警察官通報に対応。</p> <p>○平日夜間・深夜・休日は、本人、家族等からの相談は「精神科救急医療情報窓口」で対応し、必要に応じて病院を紹介する。警察官通報は「警察官通報窓口」で対応している。</p>	4 区市協 調事業	健康福祉局 精神保健課
(2)	自殺未遂者の救急搬送	<p>○自殺未遂者の救急医療への搬送、および自殺のおそれのある方を適切な医療へつなぐ。</p>		消防局救急課
(3)	母子保健法等による各種健診、相談、訪問事業等	<p>○母子保健法等による各種健診、相談、訪問事業等の中で産後うつ病やそれ以外の精神疾患等支援の必要な対象や家庭に対し、必要に応じて適切な精神科医療につなぐなど支援を実施している。</p>		市民・こども局 こども家庭課
(4)	各区精神保健相談【再掲】	<p>○各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施。</p>		区役所 保健福祉センター
(5)	かかりつけ医うつ病対応力向上研修【再掲】	<p>○かかりつけの医師（一般内科医等）に対し、うつ病等に関する研修を実施し、診断・治療技術の向上を図り、早期発見・早期治療ができるようにする。本研修を日本医師会認定産業医制度産業医学研修に位置づけ、産業保健との連携を強化した。</p>		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター

【国の取組指針】

6 社会的な取組で自殺を防ぐ

- 地域における相談体制の充実
- 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
- 失業者等に対する相談窓口の充実等
- 経営者に対する相談事業の実施等
- 法的問題解決のための情報提供の充実
- 危険な場所、薬品等の規制等
- インターネット上の自殺予告事案への対応等
- 介護者への支援の充実
- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

【川崎市の取組】

取組名	内容	備考	課室等名
(1) 市民相談の実施	○市役所及び各区役所に「市民相談窓口」を設置。 ○多重債務問題については、司法書士による「クレジット・サラ金相談」を川崎区、中原区、多摩区にて開設。		総務局 市民情報室
(2) 女性のための総合相談	○男女共同参画センター事業として電話相談「ハロー・ウィメンズ110番」及び面接相談を実施。女性相談員がDVや就職等の女性の相談に応じている。 ○女性弁護士による法律相談も実施。		市民・こども局 人権・男女共同参画室
(3) 児童・青少年電話相談	○青少年に関する電話相談を実施。		市民・こども局中央児童相談所
(4) 多重債務を含む消費生活相談	○多重債務や様々な消費者トラブルに関する電話および面接による相談を実施し、必要な機関の紹介を行っている。		経済労働局 消費者行政センター
(5) キャリアサポートかわさき	○川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を開設し、就職や転職などに関する個別相談を実施。 ○就職等に関するこころの相談として臨床心理士によるカウンセリングを行っている。		経済労働局 労働雇用部
(6) 中小企業の融資相談	○経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、セーフティネット保証（中小企業信用保険法）の申請を受け付け、認定を行う。		経済労働局 金融課
(7) こどもの電話相談	○学校でのさまざまな問題についての電話相談を実施。24時間開設。		教育委員会 総合教育センター
(8) 子ども・子育て支援	○育児や発達に関する悩みや、虐待、不登校、いじめなど0歳から概ね18歳までの子どもに関する相談に対して、子ども教育相談員、家庭相談員、保健師、保育士等が専門的知識と経験を活用して対応している。また必要に応じて保育園や学校などの関係機関、相談機関等と綿密な連携・調整を行っている。		区役所こども支援室
(9) 介護者への支援	○各区保健福祉センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や教室を開催。また、地域包括支援センターと協力して介護者からの相談に応じている。		区役所 保健福祉センター
(10) かわさき若者サポートステーション	○15歳から30歳代までの社会参加や、自立していくことに課題を抱える若者を対象に、個別カウンセリングや各支援メニューを通じて、一人ひとりの状況に応じたコミュニケーション力や、就業意欲を高め、職業的自立を支援する事業を行っている。		経済労働局 労働雇用部

【国の取組指針】

7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

家族等の身近な人の見守りに対する支援

報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	各区精神保健相談 【再掲】	○各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施。		区役所 保健福祉センター
(2)	精神科救急医療体制の整備 【再掲】	○外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施している。 ○平日昼間は保健福祉センターが窓口となり、相談援助及び警察官通報に対応。 ○平日夜間・深夜・休日は、本人、家族等からの相談は「精神科救急医療情報窓口」で対応し、必要に応じて病院を紹介する。警察官通報は「警察官通報窓口」で対応している。	4 県市協 調事業	健康福祉局 精神保健課 区役所保健福祉センター障 害者支援担当
(3)	自殺未遂者に関する調査事業 【再掲】	○自殺未遂者の実態把握を行うため、市内医療機関約950箇所に対して、患者情報や医療機関の支援体制状況、従事者の自殺に関する認識等を尋ねる調査を実施する。	3 県市協 調事業	健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉 センター

【国の取組指針】

8 遺された人の苦痛を和らげる

- 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- 学校、職場での事後対応の促進
- 遺族のためのパンフレット等の作成・配布の促進
- 自殺遺児へのケアの充実【再掲】

【川崎市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	自死遺族支援リーフレット等の配布	○職場を通して、遺族の方へ、精神保健福祉センターのリーフレットや遺族支援のチラシ等を配布。		総務局 健康支援課
(2)	母子保健法等による各種健診、相談、訪問事業等	○母子保健法等による各種健診、相談、訪問事業等の中で、遺された方や家族の方への個別の支援も状況に応じて実施している。		市民・こども局 こども家庭課
(3)	自死遺族の集いの開催	○自死遺族同士の交流、分かち合いの場を提供（隔月1回開催） ○自死遺族支援リーフレット、カード、チラシの作成、配布 ○電車広告による啓発活動の実施		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター
(4)	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	○自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設（毎月第2、第4木曜日） ○電車広告による啓発活動の実施		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター
(5)	学校こころの緊急支援事業【再掲】	○川崎市立学校で起きた重大な事件・事故及び災害の発生時に心のケアに関する緊急支援を行うため、緊急チームを派遣し、学校の機能回復の支援に努め、児童生徒の心の応急処置と二次被害の拡大防止を図る。		教育委員会 健康教育課 健康福祉局 精神保健福祉センター

【国の取組指針】

9 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の電話相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

【川崎市の取組】

取組名	内容	備考	課室等名
(1) 川崎いのちの電話運営補助	○精神的危機にある方を対象に、ボランティアによる電話相談事業を行っている社会福祉法人「川崎いのちの電話」に対し、運営費等を補助。また、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行っている。		健康福祉局 精神保健課
(2) かながわ自殺対策会議の設置	○自殺対策の総合的な推進を図るため、様々な分野の関係機関・団体で構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県、横浜市、相模原市と共同で開催。		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター
(3) 市民向け講演会の開催【再掲】	○川崎いのちの電話と共催し、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的として、市民向けの講演会を開催。また、併せてシンポジストとなった川崎市認知症ネットワーク、川崎市重症心身障害児を守る会、川崎市自閉症協会、川崎断酒新生会と自殺対策の必要性について共通認識を深めた。		健康福祉局 精神保健課 精神保健福祉センター

【川崎市の取組】

自殺対策の推進に係る他分野との連携

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	<p>○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動等の改善をめざし、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒の置かれたさまざまな環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行っている。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは区役所こども支援室に配置され、市内学校からの要請を受けて派遣されている。問題の解決にあたっては、児童相談所、福祉事務所、医療・保健関係機関、少年相談保護センター、警察、家庭裁判所、保護観察所などのさまざまな関係機関と連携を図っている。</p>		教育委員会 指導課
(2)	ハロー・ウィメンズ110番【再掲】	<p>○相談員の対応における基本的な姿勢は「傾聴」である。感情や状況説明などに一区切りがついた段階で、具体的な解決のために、以下の相談窓口等を案内し連携を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●うつ状態と思われるが、病院へかかっていない人の場合 → 精神保健福祉センターを案内 ●夫からのドメスティック・バイオレンス（DV）で苦しんでいる人からの相談（危険を感じている場合や配偶者と離れたいと望んでいる場合など） → 区役所保健福祉センターや警察の窓口を案内 ●失業により生活苦を訴える人 → 区役所保護課を案内 ●夫が多重債務を抱えている場合 → 司法書士会や法テラスを案内 ●夫の離婚に関する問題（財産分与、親権、養育費など） → 弁護士会や法テラスの窓口を案内 ●娘の自殺願望の背景に性被害があった事例の相談 → 娘の受容、見守り、性被害相談窓口の紹介から警察への被害届の方法を案内 ●生きていたくないと言う心療内科通院中の女性からの相談の背景に夫からのDVがあったことが判明した事例 → DV防止法上の支援、行政のDV相談窓口などを紹介 ●DVと離婚問題の背景に借金問題があることが判明した事例 → 多重債務相談機関があることを紹介 		市民・こども局 人権・男女共同参画室
(3)	要保護者の把握のための連携等	<p>○ライフライン関係機関等との連携による要保護者の把握および、福祉事務所窓口への案内について依頼。</p> <p>1 主な関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 東京電力株式会社 (2) 東京ガス株式会社 (3) エルピーガス協会 (4) ㈱神奈川県エルピーガス保安センター (5) 市水道局 (6) 公営住宅管理者 (7) 川崎市地域包括支援センター (8) 介護支援員専門員連絡会 <p>2 連携方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(6)については、滞納等による供給停止時等における福祉事務所窓口への案内。 (7)、(8)について、支援者の方で生活に困窮している状況がある場合の情報提供。福祉事務所窓口への案内。 <p>※生活保護は申請主義であるため、支援のためには、ご本人の申請意思の確認が必要。</p>		健康福祉局 生活保護・自立支援室